



春待つ里・美山町 小林三郎



ともに歩んで三十年 (二)

橋本 雅弘

橋本雅弘氏が吉祥院病院長を定年退職されるに当たり、「橋本雅弘先生の労をねぎらい京都民医連の未来を語る集い」が、一九九一年九月一日「ホテル・ニューアジア」で開かれました。その「記録誌」(B5版、55ページ)が先般

九四年一〇月に刊行されました。橋本先生が「記念講演」として話された内容が収録されています。

京都の民主運動史の重要な分野である医療運動史について語られたものが、本誌には少ない

ので、橋本先生の御了承を得て、この講演内容を「燎原」に転載させていただくことになりました。掲載にあたって、若干の加除訂正もしていただきました(小見出しは編集部でつけさせてもらいました)。

2、現在の「民医連綱領」制定の前後

綱領制定 論議

さて、二つ目の民医連の節目について

であります、それが、それ

は一九六一年(昭和三十六年)の現在の民医連の綱領ができた頃のお話です。ちょうどその年の七月一日に私は吉祥院病院にまいりまして十月の臨時総会というところでの綱領は決まりました。この

綱領が決まるまでの間、様々な意見が京都にもありました。私は吉祥院病院に来る前に先程ご紹介いたしましたように、一年半ほど三重県の尾鷲におりましたけれどもそれまでは安井病院が出来ました時には常勤医として勤めました

しそれ以後も安井病院と紫野診療所のパートの医師として働いておりましたので、この綱領、民医連

の開始

共同事業

で、こんにちの京都民医連の団結、そ

な意見がございました。特にその中で、民医連でも、もう医療の仕事だけしておればいいんじゃないかなとか、何かするのだったら精々社会保障の運動だけでいいんじゃないとか、民主主義を守るんだとか、そんなことはやる必要はないのだと

こういうような考え方をする流れがございましていろいろと議論のすべ、現在の綱領がきました。そしていきさつは省きますが綱領ができました一九六一年の暮れには早くも残念なことに、不幸なことに堀川病院が民医連から脱退し

(補注)この時期の、その他の主な共同事業としては、近畿高等看護専門学校設立(昭四八・四)、病理センター設立(昭五二・四)などがあります。

そこで教訓としまして私たちは京都民医連はこれからは大きく団結しましよう、「京都民医連の大統一」ということをスローガンに掲げてまいりました。

そこでもう一つ、そうした民医連綱領ができましたけれども、私たちはそれじゃ何をやつたらいいのか、民医連綱領というのはある意味では「道しるべ」であり、羅針盤である、と同時に私たちはずーっと将来にむけてそれを目標に掲げて歩いていこうという目標

う團結は、実はその端緒はこの教訓から学んだ京都民医連の大統一をすすめるという時に始まったものであります。その後、現在のようなブロック別に編成しなおすとか、あるいはご承知のように共同事業を始めます。はやくも昭和四十年には「薬を一緒に買いましょう」ということで京都医療事業協同組合を始めましたし、数年後には、基金委員会をつくりまして資金の面でもお互いに援助しましますけれども、そうした共同事業がこのころからの教訓として始まってきたわけであります。

そこで実際に具体的には何をしたらいいのかということになつてしまりました。私は吉祥院病院におりましたので、先程、山本昭郎先生、あるいは松原為和先生からご紹介をいただきましたので詳しく述べ上げませんけれども、現在、慢性疾患管理という言葉で言われておりますが、疾病構造が変わって、それまでの結核なんかが減つてしまいまして、高血圧や糖尿病などが増えてくる、こうした成人病に挑むことがこれから医療である、ということで考えて、そのためには医療機関だけが、病院や診療所だけが取り組みをやっていてはだめだ、病気をもっている人たちが自ら学び、自らが病とたたかう、自らがそういう病をおこさせていく、あるいは病を治させないいろんな条件、医療制度や社会保障制度をよくするようにたたかっていき、そういうものでなければならないと考えまして、患者会が必要じゃなかろうか、というようにも思いまして、本日も南プロック、吉祥院病院の患者会「やすらぎ会」あるいは「たちばな会」最近の「ひまわり会」等の代表の

『民医連

方々がご参加いただいておりますけれども、そういう会の組織化を始めました。

『民医連』 一方では、民医連は働くものの医療機関である、労働者の医療機関である。だからどうしても労働者の健康問題、いわゆる労働災害、職業病の問題に取り組まなくてはならないということで取り組みました。内容はもう省かせていただきますけれども、そういうような様々な全国で起ってきたところの経験や体験をもとにしまして、その当時「私たちの民医連の医療とは何か」ということをまとめようじゃないかということになつてまいりました。本日、ここに二つのパンフレットを持ってまいりましたが、片方が『民医連医療の特質』と書いてありますが、これは一九六八年（昭和四十三年）の本です。こちら側が『民医連の医療活動について』一九七四年のパンフレットです。これはもう皆さんが存じだと思います。その中で、私たちが考へている民医連の医療とは何かということが定まつてきました。まず最初に、この古い本が作られましたときに

は、「病気を単に生物学的にみるだけではなく、それを作り出していく具体的な根源を明らかにしていく、そういう社会的な根源をなくすためにも医療機関として活動しなくてはならない」と、そういうことを明らかにしてまいりました。いわゆる病気には社会性があるんだ、特に労災・職業病の場合は、はつきり資本主義社会の階級性があるんだということもこの中で描いてきました。ただ、これをつくりました時には私たちもちょっと力みすぎがあつたように思います。まあ、若かったから力みすぎたからかと思いますけれども、まともな医療は民医連だけしかできないといとれるような狭くて思い上がった気持ちもありました。しかし、それではいけないんだと反省し、民医連というのはまさに日本全体の中では小さい集団である、日本の医療をよくするためには民医連だけではダメなんだ、民医連の医療というのは、やはり日本全体の医療の中の一部である。しかも、医療の中の一部である。しかし、資本主義社会の中でやっております医療でありますからいろんな歪みを我々自身も一杯受ける、本当の正しい医療ができるとは限らない、だから先ず自らが自らの歪み

をなおしていく、と同時に私たちが今度は日本の医療全体の歪みをなおす方向で外に働きかけていく、そういうような立場に自らをおかなくてはならないのではないか、というように考えるようになります。そして私たちが民医連綱領（その五つの項目）に掲げており、また、民医連の医療とは何であるかという中身はこれは本当は、医療に関する日本中の人が共通の目標としてみとめて掲げる「本来の医療のあるべき姿」、それを私たちがめざすものではないかと、いうように考えをすすめてまいりました。そういうようにしまして出来ましたのが二冊目のパンフレットであります。それ以後民医連における医療についての考え方、病気とは何か、患者とは何か、技術とは何かというようなことが大体定まりまして今日まで二十年、これを改定するという動きはございませんので定着したのではなかろうかというように考えております（しかし、時代は進み、疾病構造、医療内容、医療へのニーズ、価値観の多様性など変ってきていましたので、現代に適合したものに発展させる必要があると思います）。

一つ、新聞の切り抜きを持つてまいりまして。私たちの生きがいを持っています。疾病観た。上京病院の吉中先生が六月二十一日の民医連新聞で厚生省の「壮年期死亡調査について」に意見を述べておられるものです。内容は省かせていただきますけれども、その中で、脳血管障害でありますとか、心筋梗塞でありますとか、こんにち過労死といわれるような病気につきまして必要な養生をしない」「怠惰な国民の疾病」であるように厚生省はみているかのようである。それに対してもうではなく現在の日本の労働と生活を背景として脳血管障害が生まれ、心筋梗塞があり、突然死があり、それが過労死なんだと、そういう私たちの疾病観がある。厚生省の疾病観に対し、私たちの疾病観を真っ向から対置しなければならないというように、吉中先生は書いておられます。まさに私たち民医連が三十年、四十年にわたって追求して、それを現在のこの高度に発達した資本主義社会の中での酷な労働状態に適用した考え方であると思います。私は感慨深くこの先生の手記を読ませていただいたわけあります。

(補注三) 第二の節目から第三の節

私たちの生きがいを持ってまいりまし

た。上京病院の吉中先

生が六月二十一日の民医連新聞で

厚生省の「壮年期死亡調査につい

て」に意見を述べておられるもの

です。内容は省かせていただきま

すけれども、その中で、脳血管障

害でありますとか、心筋梗塞であ

りますとか、こんにち過労死とい

われるような病気につきまして

必要な養生をしない」「怠惰な國

民の疾病」であるように厚生省は

みているかのようである。それに対してもうではなく現在の日本の労働と生活を背景として脳血管

障害が生まれ、心筋梗塞があり、突然死があり、それが過労死なんだ

と、そういう私たちの疾病観があ

る。厚生省の疾病観に対し、私たちの疾病観を真っ向から対置しなければならないというように、吉

中先生は書いておられます。まさ

に私たち民医連が三十年、四十年

にわたって追求して、それを現在

のこの高度に発達した資本主義社

会の中での酷な労働状態に適用

した考え方であると思います。私

は感慨深くこの先生の手記を読ませていただいたわけあります。

目の間に開設された京都民医連加盟の医療機関は、次の通りです。

久世診療所(昭三九・七)

朱雀診療所(昭四〇・一〇)

膳所診療所(昭四六・三)

の皆さんと地域の方々とが協力しながらつくりあげていった立派な経験であるというように思います。

連合法人会について

は「京都民医連の大統一」の理念を、

運営する法人会で、一言だけ付け加えたいと思います。これ

え、現在、第三次長期計画に入っています。

(以上)

(前号、三ページ二段目、一九行目の

中野弥一先生は野中弥一先生に、二〇

行目の中野菊藏先生は野中菊藏先生

に、また一九一〇行目と三二行目の

中野先生は野中先生に訂正させてい

ただきます。——編集部)

3、京都民医連

第一次長期計画の十年間

(一九七七年～一九八七年)

次に話を三つ目の京都民医連の

節目に対する意見です。京都

都民医連の第一次長期計画(一九

七七年に策定)のお話であります。

もう内容につきましては省略させ

ていただきます。

中央病院の建設、連合法人会の

結成、いろいろございました。私と

いたしましても微力であります。

けれども本当に心血を注いできた

という思いがございます。第一次

長期計画の流れを通じまして皆の

職員で討論をして、ブロックや院

所のセクターを戒めて、力を合わせ

て共同の仕事をすすめましょうと

いう、そういう京都民医連独自の

作風が定着し、固まつたというこ

とができます。全国の他の府県の

方には中々それが解からないとい

うような話を聞いておりますが、

これは本当に京都の民医連の職員

の皆さんと地域の方々とが協力し

ながらつくりあげていった立派な

経験であるというように思います。

連合法人会について

は「京都民医連の大統一」の理念を、

運営する法人会で、一言だけ付け加え

たいと思います。これ

は「京都民医連の大統一」の理念を、

運営する法人会で、一言だけ付け加え

たいと思います。これ

は「京都民医連の大統一」の理念を、

運営する法人会で、一言だけ付け加え

たいと思います。これ

は「京都民医連の大統一」の理念を、

運営する法人会で、一言だけ付け加え

たいと思います。これ

(補注四) 第三の節目いごに開設さ

れた医療機関は次の通りです。

待鳳歯科診療所(昭五七・五)

大宅診療所(昭五八・七)

京都民医連中央病院

(昭六二・三)

坂本民主診療所(平一・三)

まいづる協立診療所(平四・一〇)

あさくら診療所(平六・九)

なお、京都民医連では、第二次長

期計画(一九九〇(平二)年一月
～一九九四(平六)十月)をも終

え、現在、第三次長期計画に入っています。

(以上)

(前号、三ページ二段目、一九行目の

中野弥一先生は野中弥一先生に、二〇

行目の中野菊藏先生は野中菊藏先生

に、また一九一〇行目と三二行目の

中野先生は野中先生に訂正させてい

ただきます。——編集部)

ついています。

政府の防災姿勢の弱さと共に、

「ファッショントリニティ都市」「神戸商法」

で、同様防災を二の次にした都市

づくりも反省されなければなりま

せん。

田畠忍の永世中立論

天野和夫

昨年早春のころ亡くなつた田畠

田畠先生の敬称を略す。

田畠忍（一九〇一—一九四〇）は自分
の考え方を真っ直ぐに主張し、安易
な妥協を快しとしなかった。戦時
中の政治概念論争においても、徹
底的に国家現象説を主張した粘り
者であったことはよく知られてい
る。しかし、先生と憲法運動を共
にした人々の間でも、それは護憲
の政治的スローガンという程度に
考えられ、この主張の根柢や内容

人権主義の憲法
田畠の憲法觀 学者には珍しく、
と平和主義 その憲法觀には意
外に保守的な部分がある。戦前に
おいても立憲君主制を擁護した
学者には珍しく、その憲法觀には意

入れられ、そして明治憲法の改定手続きによって昭和天皇が欽定したものという歴史的認識を強調し、したがって日本国憲法は断じて「押しつけ憲法」ではないとする。

帰した。しかし、私はいずれの場合も、田畠先生の憲法思想には、善きにつけ悪しきにつけカントの『永遠平和論』、その政治哲学の影響が色濃く投影されていたようだ。私の思い出に残る先生は頑固一徹であるとともに、時に人情味溢れる人柄に深い感銘を覚えることがあった。以下本文では、

年半同志社大学を休職処分になるという出来事もあった。田畠が憲法学者として本当に活躍したのは、戦後四六年一一月に日本国憲法が制定公布されてからである。私が人として田畠を知るきっかけになつたのは、五二年の破壊活動防止法の制定に反対する運動である。田畠は当時同志社大学の学

たように思われる。要するに、憲法の運用がよければ人権は守られるというのが、田畠の考え方であった。したがって、天皇の戦争責任の問題についても、形式上の責任は天皇にあるが、実質上の責任は軍部、官僚、そして好戦的な国民にあり、天皇はむしろ被害者であったとさえ言っている。このようないても天皇は元首であるという主張につながる。憲法の象徴天皇制の規定は、解釈論として元首を意味するのである。ただし、それは

争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。②前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。日本の交戦権は、これを認めない。」この九条こそは、憲法前文と相まって絶対的な平和主義（無抵抗主義）を規定するものにはかならない。このような田畠の九条理解には、安部磯雄、内村鑑三などのキリスト教的平和思想が根底にあり、またとりわけカントの『永遠リスト』教的平和思想が根底にあり、またとりわけカントの『永遠

長であり、日本学術会議の会員であつたが、破防法案に反対する全

主権者・元首でも行政権者・元首でもなく、象徴・元首である、と。

平和論』が強く影響していたと思われる。日本国憲法の最大の特色はこの平和主義にほかならない。

永世中立論の展開

田畠が単なる絶対的平和主義という九条理解から、積極的に永世中立を主張する契機になったのは、何といっても五九年から激化したいわゆる「安保闘争」、すなわち日米安保条約の改定をめぐり、さまざまな議論と運動が展開されたことにあったと思われる。ここで、田畠は日米軍事同盟に歯止めをかけ、また憲法改悪の動向から九条を守るために、安保の代わりに永世中立の宣言をすべきであるという、きわめて実践的、政策的観点に重心を移した。田畠はこれを「解釈を深めた」結果といっている。それでは永世中立の宣言をどのようにするのか。憲法九条の絶対的平和主義は国内法上のことであり、直ちに国際法上の効果をもつものではない。したがって、まず①永世中立の国会宣言をし、その後に②政府は各國に通牒を出して、その承認を得ることが必要である。これが、爾来一貫して田畠が主張し続けた永世中立論の骨子である。

非戦平和の論理は、歴史的現実

としてはスウェーデン、スイス、オーストリアの武装永世中立から、世界の趨勢としてやがて非武装永世中立へと進展する。これを先取りしているのが日本国憲法九条にほかならない。したがって、「その目的は、もちろん万国の戦争放棄であり、世界を永久に平和ならしめることがある。」そして、中米のコスタリカでは早く四九年に日本国憲法に類似した憲法条項を採用し、八三年には日本に先立つて「コスタリカの永世的・積極的・非武装中立に関する大統領宣言」を行っているではないか。

日本国憲法九条は、政策論のみならず解釈論として見ても、永世中立を指向している。すなわち、一項では明確にあらゆる戦争を放棄しているのであり、自衛戦争なら許されるとか、国連のPKO活動への参加なら認められるとか、そういう解釈の余地は全くなない。

(一) 一九四四(昭和十九)年九月ごろ北支河北省のA県に日本軍一個小隊、中国保安隊一個大隊(中国人で構成)が駐屯し、城内外の警備に就いていた。保安隊は常に日本軍に協力し、県城周辺の部落の肅正、行軍、日本軍の必要な食糧や綿花の徵発等に惜しみなく行動を共にしていた。その

こともできないであろう。——これが、田畠憲法学における永世中立論の核心を形作る思想であつたと思う。

田畠の永世中立論と他の永世中立論者の違いは、それが政治論としてではなく、あくまでも法律論として展開されたこと、そしていかにして安保条約を廃棄できるか、またいかにして日本の永世中立を世界に向かって明確にできるかという方法論、すなわち「永世中立宣言」の重要性を強調した点にある。

(以上)

中国保安隊の武装解除と

在留邦人引上げ輸送の記憶

堀江保次

(一) 一九四四(昭和十九)年の命令が下りてきた。

「保安隊全員武器の着用は必要

なし」

「大隊長は直ちに全員を當庭に集合させよ」

「これより警備隊長よりの訓示がある」

保安隊の大隊長は、軍命令に従とする食糧や綿花の徵発等に惜しみなく行動を共にしていた。そのが、隊長の訓示らしいものはなか

さらに、憲法改悪の阻止、すなわち憲法九条の明文改憲の阻止、そして解釈改憲によつて積み重ねられてきた日本の政治の歪み——その最大のものは九条違反の日米安保体制であるが——を元に戻すことが、田畠の実践的課題としていたものに違いない。この課題の実現を田畠はとりわけ護憲の政治家に期待していた。それは、カントが平和論の中で説いた「道徳的政治家」を想望していたようにも思える。

つた。待ち構えていたトラックに保安隊員は全員乗車せよとの有無をいわさぬ命令であった。大隊長以下ほとんどが不信を感じつつも乗車し、トラックは去っていった。

そのときの保安隊の件についてあまり気にとめていなかった。数日後、日本における労働力不足を補うために、保安隊が捕虜として日本に送られるらしいとの噂が流れだが、定かなものではなかつた。それから数日後、わが隊に捕虜輸送の任務命令が出されてきた。私も分隊長としてその輸送の任務に就いた。

(二) 捕虜輸送地点の駅に着いて見ると、後手に繋がれた捕虜数百人を上官の命令に従い貨車に乗車させる。一車両に二名づつの日本兵が乗り込み捕虜の警戒配置に就いた。私も貨車に乗り込んだが、その場で仰天したのである。何とA県で武装解除した保安隊のメンバーではないか。顔見知りの隊員が多くいる。私と友人同様であつた通訳の馬伍長が捕虜となり捕縄となっている。彼も私が乗り込んでいたことに驚き恨めしそうな表情をして「堀江パンチアン(班長)殿」と声をかけてきた。私は

一瞬背筋に冷水を浴びせられたよう足がガタガタと震えその反対に額から玉のような汗がにじんできた。答える言葉もないとはこのことである。目で合図をして頷くのみであった。

ある停車駅で馬通訳は一人の捕虜を頭で指し、「パンチアン(班長)」この人は小便がしたいのです」と告げてきた。数十人の捕虜の中で彼一人の縄をといて用をさせたが、到底不可能なことである。私は、目的地に着くまで待つてくれといつたが朝から食事もなく、その上に小便を我慢せよとは無理なことである。彼は我慢しきれず貨車の中で放尿してしまった。馬通訳は、無言のままでいる私に話しかけてきたが、捕虜輸送の警戒任務であり如何ともしかだい状況であった。もし任務に当っている私が捕虜と仲良く話していることが明らかになれば、大日本帝国軍人として何と心得るかといふことになり、おそらく軍法会議か宮倉ものであろう。私は、無情を知りつつこれが戦争だと自分にいたところが明らかになれば、大日本

(四) 敗戦後、私の隊は日本に帰国する中国在留邦人の輸送護衛の任務に就くことになった。その輸送は言語に絶する多くの困難が待ち構えていた。途中、お産があり、引揚げの団長さんと共に長蛇のようになに連絡した貨物列車の中を

「お医者さんは、産婆さんは、看護婦さんは」と声を枯らさんばかりに叫び走り回ることもあった。あのときの母子は健在で乗船地點まで無事に着き日本に帰国することができたであろうか。もしも健在であればそのときの子供は今五十才になる。健在であることを片時も忘れず念じ続けている。

(五) 戦後五十年を前にして、私はどうして、今まで悲惨な記憶が蘇るこの頃である。

領収書にかえて

96号につづいて、この号では、94・10・29～95・2・10に受領させていただいた方々のお名前を掲載させていただきます。厚く御礼を申し上げます。

『燎原』事務局



の情報も得る事は出来なかつた。

私は、この捕虜輸送の記憶が戦後半世紀を迎える今日まで自分の脳裏から消え去ることはない。大東

亞共栄圏、日中友好の歌い文句の中で国家忠誠を誓つた私が経験した戦場の実態である。A県保安隊の諸君たちに詫びきれるものではないが、出来るならお逢いして心からの謝罪がしたい。戦後五十年を前にして自ら懺悔して許しを乞いたいのである。

しかし、私は生きている限り侵略戦争の中であつた事実を伝言し、犠牲になつた多くの戦友の英靈に答えていきたいと思う。

そして、今こそ平和憲法守れと大きく叫ばずにはいられない。

(峰山町在住 七七才)

一度と繰り返してはならないと訴えつゝも、五十年という時間は様々なものを風化させようとしている。

記録一

丹後ちりめん闘争(4)

川戸利一

党、共産党、各支援労組、農民組合、その他多くの支援町民は益々団結し、最後まで闘うことを明らかにする。

右、声明する。
一九六一年六月十二日

今から三〇年以上も前、一九六一(昭和三六)年の丹後織物女子労働者の賃金引上要求を中心とする闘争は、教師の勤評反対闘争や安保闘争、さらにこの時期の政暴法反対闘争とも結びつき、丹後地方戦後最大の地域闘争として展開した。

そして今後は共闘会議の会議を常時開き、網野織物労組の組合員

とオルグは更に団結を強化してた

かうこと明瞭化し次の諸事項を含め、われわれの態度を明らかにする。

一、事業主、機業組合は正当な組合の要求に対しても直ちに再検討し新たな回答を組合側に提示することを要求する。

二、「生活を守る会」の一部子を中心とする暴力行為は正しい労働運動に対する妨害であると共に、労働者に対する挑発行為であり侮辱

である。従って直ちに暴力行為をやめ、「生活を守る会」の解散を要求する。

三、暴力行為を許容し、業者の利益を庇護する網野警察と府警本部に対して断固抗議

し責任を追求する。

四、支援オルグが入ることは労働運動の常識であり、労働者の連帯の立場から、各組合の要請と支援決定によつて派遣されたものである。

今後も強化こそされ退去するものではない。われわれは労働者とそれをつむ多くの町民の利益のため奮闘する。

五、網野織物労働組合と社会

現在の私達の賃金は、月額平均六七四〇円で三割完全に獲得しても二〇〇〇円位しか上らないという低賃金です。昨年までは労基法違反で十時間労働になりました。理由で九時間労働になりました。時間短縮になることは当然であり、喜ぶべきことなのですが、それによって手取額約一割三分の収入減となり、又最近の急激な物価の値上がりと共に、私達の生活は益々苦しくなり、私達の台所が私達の要求は当然の要求であることを一番よく示しています。

業者はこういった私達の要求、切実な声を聞き入れようとせず、悪徳行為を続けております。

網野町の、ちりめん工場に働く労働者は約一四〇〇名で、スト権を確立するまでは五〇〇名足らずの組織でしたが、四月二十九日スト権を確立し現在に至っては一〇〇〇名の労働者を組織することが出来ました。工場数は六〇軒から

なる合同労組です。

私達網野織物労働組合は、丹後ちりめん産業の「業者間協定粉碎・低賃金打破」のため「三割賃上げ」の要求をかかげ、去る五月十六日以来、無期限全面ストライキで闘っております。

私達の闘いは、今激化して来ました。最近業者はものすごく、暴徒化して来ています。一部の業者によって組織された「生活を守る会」の一部会員を中心に、集団的

に嫌がらせを行なつております。

ピケの中にトラックを突込み、組合員に全治三週間の傷を負わせたり、オルグに対して酒をのんだ上、暴力をもって危害を加える行為が続発している状態です。

このことは、正しい労働運動に對する不当な妨害であり、決して許すことの出来ないことです。又警察権力はこの様な事が次々に行なわれているにも拘わらず、何等制止もせず、退去を命ずることもせず、暴力を許容している態度は、黙過することの出来ない態度であり、われわれ労働者と民主団体の怒りはその頂点に達しています。

私達は今、全民主勢力の支援の中で、一糸乱れぬ團結で闘っています。

私達のたたかいは、丹後織物の
低賃金のカベを打破し、最低賃金
制を確立し、日本の平和と独立を
勝ちとるためのたたかいであるこ
とを確信致しております。

私達は昔ながらの「女工哀史」
を再びくり返さないためにも、要
求貫徹の日までくじけずにたたか
います。

全労働者の皆さん、私達の闘争
に御支援下さい。

機業主側の「生活

の確立
共闘体制
を守る会」の組織化
と手段を選ばぬ織物
労働者のストに対する不法・不当
な攻撃に対し、組合側も共闘体制
をあらためて確立し、網野織物労
組と闘いぬく決意を示したこと
で、両者ガッブリ四つ相撲で、簡
単に妥協しない長期化の様相とな
ってきた。

共闘会議はオルグを大量に投入する指示を出し、網野織物労組の闘いを一層支持する体制を整え、夜間の不法な就労にそなえて夜間のピケもおこなうこととした。京都市内では闘っている全自交労働者も連日市内からタクシーで支援のためかけつけてきた。こうした情況の中でも依然として暴力行為は続いた。

六月十四日の朝、山松工場前にビケをはる組合員に対して、數十名の業者が暴力でビケ破りをおこない、なぐられて いる女子労働者を助けようとした全自交のオルゲリートで後頭部をうち、瀕死の重傷を負う事件が起きた。

こうした機業主側の行為に対し、支援共闘会議のオルグ団と織物労働者の怒りは爆発し、機業組

合に対する責任追求と敬虔への加

害者の即時逮捕、正当な労働運動への不当な妨害に対する取りしりを要求してはげしくせまる抗議行動が連日続くことになった。

織物労働者は、こうしたはげしい闘いの中で自己変革をとげ、従来の認識を変えていく。た。

「機屋の親方がどんなにひどいものかということがわかった」
「日頃は理解のあることを言つていても、どたんばになれば立場

が違う」
「新聞は私たちの闘いを正しく
書いてくれない。全自交のオルグ
が暴力で瀕死の状態になるひどい
しうちがあっても報道されない」

「警察は私たちの味方ではな
い。目の前で暴力が起きていて
も、見て見ぬ振りをしてみのがし
ている」

「私たちの仲間は働く労働者だ。私たちの要求の実現をめざし、先頭に立って連日連夜頑張つてもらっており、頭が下がる思いがする」

こうした会話が織物労働者の中から聞かれ、鬨いははげしさを加えてきたのである。

織物闘争は、ド

調停工作・団交・妥結 口沼化の様相を強める一方で、兩者をめざす動きも強まってきた。

六月十一日、京都府議会の民生労働委員会の吉田文治委員長ほか三名と、京都府の渡辺労働課長を行が争議の事情聴取のため網野町をおとすれ、労使双方の代表十名余りと個別に会談し、早期解決のための糸口をさぐるとともに、出ることがあればどのような努力でもおしまない旨をつげた。

井上町長と野村町会議長も暴力化してくる鬭争の現状をふまえ、六月十二日、労使双方の本部を訪ね、「暴力に訴えることのない」というに早期妥結に努力してほしい旨を伝え、町理事者、議会としての協力を約束した。井上町長は、使用者側代表の田辺喜一機業組合長に団交を再開し、事態の打開の

ため努力するよう、十日も特別に会って要請している旨も組合側に伝えた。

網野町議会は六月十四日午後二時から臨時町議会を開き「町民の暮らしを守るため団交を再開し、早期解決をはかるための努力を要請する」趣旨の決議をおこない、

再度、町長と正副議長が労使双方に会い、団交の斡旋をおこなう用意のあることも申し入れた。

こうした動きの中で、機業組合内部にも、強硬な対決姿勢をあらため、円満解決をめざすべきだとから水の江公民館で労使代表一五名で団交が再開されることになった。団体交渉は十五日午後七時から十六日午前五時まで開かれ、妥結にむけて話し合いが大きく前進することとなった。団体交渉は一旦中断し、十六日の午後三時から再開され、翌朝六時に妥結案の最終合意が成立した。

組合側は午前十時から旧網野中学校体育館に織物労働者、オルゲ等一二〇〇名による臨時大会で機業組合の最終回答として提示した

「一律一割五分の賃金引き上げと一律二〇〇〇円の一時金支給」で妥結することを満場一致で決定し、三十三日ぶりにストライキを解くことを割れるような拍手で確認した。

機業組合も十時から浅茂川の機業組合で、会議を開き、田辺機業組合長の組合側におこなった回答を全員の拍手で了承した。

協定書
調印

ここに労使双方ともがととのうことになつた。六月十七日午後一時一五分水の江公民会館で田辺喜一機業組合長と岸田善治網野織物労組組合長との間で妥結について正式調印がおこなわれ、協定書が交わされた。協定書は次の内容であった。

協定書

網野町機業組合（以下甲といふ）と丹後織物網野労働組合（以下乙という）は昭和三十六年四月一日付乙の要求書に基き、十一回にわたる団体交渉の結果、甲乙双方の同意により左記の協定に達した。甲・乙双方とも協定事項を誠意をもって実施しこれをもつて今回の争議の終結を確認する。

記

一、甲は乙の賃金について十二ヶ月の賃金の二十五%を十二月現行の賃金に加算支給する。
但し十二月に水準以下にある事業所に於ては次の方法をもつて手直しを行い、それを賃金算定の基礎とする。

二、甲は乙の男子の賃金について十二月の賃金の二十五%を十二月現行の賃金に加算支給する。

三、但し、

(一) 撫系工を一般工とし、十二月に水準以下にある事

業所の一般工は、次の方

法をもつて手直しを行

い、それを賃金算定の基

礎とする。

網野町機業組合
組合長 田辺喜一
(以下次号)

網野織物労働組合
組合長 岸田善治
(以下次号)

(手直しの方法)

手直しの方法			
女 子	男 子	女 子	男 子
経 験	最 低 額	経 験	最 低 額
0.5年以上	28円	0.5年以上	32円
2年以上	32円	2年以上	36円
4年以上	34円	4年以上	42円
6年以上	36円	6年以上	48円
		10年以上	52円

『燎原』一〇〇号は、戦後五〇年の今年六月二〇日が発行予定日です。「戦後五〇年に思う」という感想文を広く会員の皆さんから寄せています。特集する計画をたてています。戦前、戦中、戦後を通して、体験された諸事実を傳えていただきたいと思います。詳細は次九九号(四月二〇日予定)で御知らせします。

三、昭和三十六年四月入社員の賃金は三十一円とする。

四、賃上げは昭和三十六年三月より支給する。

五、一時金として一律二〇〇〇円を支給する。

六、賃上げの差額及び一時金は六月末に支給する。

会や本誌については、編集部担当の奥田修三(宇治市広野町寺山17-257、○七七四・四三・一三四七)、湯浅貞夫(京都府船井郡日吉町保野田、○七七一七・二・〇一四六)の両名のいずれかにご連絡下さい。